



大人の研修講座②

子どもとメディア【乳幼児版】

親の理解と見守りがお子さんを守ります。！！

「三つ子の魂百まで」と言います。3歳までの生活が人生の大きな基礎づくりになるのです。そんな時期のメディアとのかかわりについてまとめてみました。



① 「テレビやビデオでは『応答のある環境』は作れない」

五感を十分に働かせながら、周囲を探索し、保護者との相互の関係を通じて発達していきます。したがって、「子どもが働きかけたときに、何らかの応答のある環境」が重要です。それらが積み重なって、信頼感が生まれるのです。



② 保護者のメディア利用が影響する

乳児期の子どもは、保護者が機会を作らない限りメディアとの接触はありません。したがって、日常生活の中で無意識に作り出されているメディア環境に子どもたちは大きく影響されているのです。



③ テレビなどは、できるだけ一緒に視聴しましょう。

3歳の頃の子どもは、テレビやビデオに登場するキャラクターへの同一視や模倣が盛んになります。善悪の判断が確立されていない時期ですので、一緒に視聴し、アドバイスを与えるのがよいことです。テレビやビデオでの子守りは避けましょう。

【親のチェックポイント】

- メディア接触の時間は、自由時間の半分以下です。(遊び、体を動かす、対話などが重要です。)
- 子ども一人で長時間見せていません。
- 視聴する番組は保護者が選択しています。(対話しながら理解の様子を観察し、判断する。)
- 一緒に視聴し、子どもの気持ちを理解しています。
- 常に子どもとのコミュニケーションをとっています。(応答のある環境が大事です。)
- 利用開始前に約束をする。(だらだら見せない。約束時間を守る。けじめの大切さ。)
- 親のテレビ、ビデオ好きに、子どもをつきあわせていません。



<裏面あります>

乳幼児のメディアとのつきあい方チェック表

		内 容	✓
テレビ ・ ビデオ	1	テレビ・ビデオはできるだけ一緒に視聴します。 子どもだけの視聴はできるだけしません。	
	2	子どもの体験やコミュニケーションを奪うようなテレビ視聴・ビデオ視聴はしていません。(長時間視聴はしていません。)	
	3	テレビやビデオの内容について、問いかけたり説明したりして、子どもの理解を助け、正しい現実感を知らせています。	
	4	子守り代わりにテレビやビデオを見せていません。	
ゲーム	5	家庭用ゲームソフトの内容は保護者が選択しています。	
	6	ゲームソフトは、ふさわしいものを選んでいきます。(対象年齢がパッケージに書いてあります。)	
	7	長時間はやらせていません。(30分以上はやらせません。)	
	8	「約束時間を守らせる。」「ここまでで終了する。」などルールづくりをしています。	
	9	利用開始前に約束をきちんと伝え、守らせ、習慣化しています。	
時間など	10	遊びやコミュニケーションをする時間は減っていません。	
	11	体験活動がおろそかになっていません。	
	12	子どもを親のテレビ視聴につきあわせていません。	

相談窓口

◇日南町福祉保健課

☎ 82-0374

FAX 82-1024

◇NPO法人子ども未来ネットワーク（鳥取県倉吉市）

☎ 080-2929-7537（平日：10:00～15:00）

メール kodomotomedia@gmail.com



※「家庭教育について」困っておられることや相談などがありましたら、
『日南町教育委員会 家庭教育推進員 青戸晶彦』にご相談ください。

大人の研修講座②

子どもとメディア【小学校版】

これから長い将来にわたって情報社会を生きていく子どもたちにとって、メディアとの上手なつきあい方を身に付けることは、健康で安全な生活をするためにも、確かな学力や生きる力を身に付けるためにも極めて重要です。



① メディア接触は、ON/OFFのメリハリが重要です。

子どもと約束し、納得させたうえでテレビを見せたり、ゲームで遊ばせたりしましょう。メディアとの接触のしすぎは、他の時間を短くします。体を動かすことや友達同士で遊ぶことなど直接体験の方がこの時期とても大切なのです。



② メディア接触で生活習慣が乱れていませんか。

テレビを見ることを優先して、寝る時刻が遅くなったり、起床時間が遅くなったりします。また、朝食がきちんと取れなかったり、食欲がなくなったりします。学校生活にも大きな影響を与えます。生活習慣の定着を図る大事な時期です。



③ インターネットの利用は親の管理下で

インターネットはパソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機などを使って簡単に利用することができます。しかし、使い方を間違えると、他人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「被害者」にも「加害者」にもなるおそれがあります。インターネットについて十分理解し、親の管理下で利用させましょう。



④ 自分で自分の身を守ろう。

使い方についての知識やモラルが不十分だと、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害を受けたりします。日頃から、ネット上での情報収集や情報発信には責任を持って利用するよう親は理解し、子どもを指導しましょう。

【親のチェックポイント】

- メディア接触の時間は、自由時間の半分以下です。（遊び、体を動かす、対話など）
- 子ども一人で長時間見せていません。（していません）
- 番組は対話しながら理解の様子を観察し、判断しています。
- 常に子どものとのコミュニケーションをとっています。（応答のある環境）
- 利用開始前に約束をしています。（だらだら見せない。長時間ゲームをさせない。けじめの大切さ。）
- インターネット・メールは大人の管理下で利用させています。

インターネットトラブルチェック表

	内 容	✓
メール	1 送信する時間を考えさせる。(夜中はダメなど)	
	2 感情を伴わない情報の連絡だけに使わせる。	
	3 メールやり取りをいつまでもやらせない。	
	4 知らない人からメールがきたら親に連絡させる。	
	5 迷惑メール、スパムメールには返信させない。	
	6 個人情報を書き込ませない。(写真、名前など)	
	7 チェーンメールは削除し、送信させない。	
インターネット	8 自分のメールアドレスや個人情報を書き込ませない。	
	9 料金が請求された場合は、親に連絡させる。	
	10 料金等お金を請求される場合は、電話やメールで相手に連絡してはいけないことを知らせる。	
	11 著作権や肖像権、プライバシー権を教える。	
オンラインゲーム	12 遊んでいるゲームが無料なのか、有料なのか確認する。	
	13 IDやパスワードを他人に教えさせない。	
	14 クレジットカードをさわらせない。(クレジット決済)	
	15 クレジットカードを確認する。(明細書の毎月確認)	

※対象は以下の機器です。

パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット、ゲーム機（ニンテンドー3DS、PlayStation®Vita、PlayStation®4、Wii U™、XBOX 360®、XLink Kai）iPod touch などです。

相談・通報窓口(ネットいじめ、ネットトラブル)

◇NPO法人子ども未来ネットワーク（鳥取県倉吉市）

☎ 080-2929-7537（平日：10:00～15:00）

メール kodomotomedia@gmail.com

※この相談窓口は、鳥取県内の小・中・高校生のインターネットに係わる様々なトラブルについての相談を扱っておられます。

◇鳥取地方法務局人権相談窓口（鳥取市）

☎ 0857-22-2475



◇子どもの人権110番（法務省：東京）

☎ 0120-007-110（無料）



※「家庭教育について」困っておられることや相談などがありましたら、『日南町教育委員会 家庭教育推進員 青戸晶彦』にご相談ください。



大人の研修講座②

子どもとメディア【中・高校生版】

メディアとの上手なつきあい方を身に付けることは、社会にでてからも大切なことの1つです。操作技術だけでなく、ルールやマナーをしっかりと身につけることがこの時期極めて重要です。



① メディア接触で生活習慣が乱れていませんか。

寝る時刻が遅くなり、寝不足で朝から大あくびという実態はありませんか。本来の学業に大きな影響を与えてしまうことになりかねません。特に、携帯やスマートフォンの利用には注意が必要です。



② ネット依存症にならないよう、家庭でのルールづくりを！！

いつもスマホが手放せないでいませんか。オンラインゲームやLINEに動画で数時間も……。食事の時も風呂やトイレまで片手にスマホ、これは、軽度のネット依存症です。これを防ぐには、家庭でのルールづくりが1番です。



③ インターネットの危険性を知り、自分の身は自分で守ろう。

インターネットはパソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機などを使って簡単に利用することができます。しかし、使い方を間違えると、他人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で、「被害者」にも「加害者」にもなるおそれがあります。インターネットの危険性について十分理解し、自分の身は自分で守りましょう。



④ 携帯電話・スマートフォンの機能がどこまで子どもに必要なかを！！

携帯電話・スマートフォンを持たせるかどうかは、年齢ではなく「必要性」を考えましょう。インターネット機能を付けるのであれば、必ず『フィルタリング』を設定しましょう。まずは、どんな機能が必要なかを保護者が判断し、それにあつた機器やソフトを購入しましょう。

【親のチェックポイント】

- 常に子どものとのコミュニケーションをとっています。(応答のある環境)
- 利用時間・場所を制限しています。
- 同意した機能に限り、インターネットが利用できるようにしています。
- 「青少年有害情報フィルタリングソフト」を利用しています。
- 子どもに適切に情報発信を行う能力を学校とともに習得させています。

<裏面あります>

インターネットトラブルチェック表

	内 容	✓
メール	1 送信する時間を考えさせる。(夜中はダメなど)	
	2 感情を伴わない情報の連絡だけに使わせる。	
	3 メールやり取りをいつまでもやらせない。	
	4 知らない人からメールがきたら親に連絡させる。	
	5 迷惑メール、スパムメールには返信させない。	
	6 個人情報を書き込ませない。(写真、名前など)	
	7 チェーンメールは削除し、送信させない。	
インターネット	8 自分のメールアドレスや個人情報を書き込ませない。	
	9 料金が請求された場合は、親に連絡させる。	
	10 料金等お金を請求される場合は、電話やメールで相手に連絡してはいけないことを知らせる。	
	11 著作権や肖像権、プライバシー権を教える。	
オンラインゲーム	12 遊んでいるゲームが無料なのか、有料なのか確認する。	
	13 IDやパスワードを他人に教えさせない。	
	14 クレジットカードをさわらせない。(クレジット決済)	
	15 クレジットカードを確認する。(明細書の毎月確認)	

※対象は以下の機器です。

パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット、ゲーム機（ニンテンドー3DS、PlayStation®Vita、PlayStation®4、Wii U™、XBOX 360®、XLink Kai）iPod touch などです。

相談・通報窓口(ネットいじめ、ネットトラブル)

◇NPO法人子ども未来ネットワーク（鳥取県倉吉市）

☎ 080-2929-7537（平日：10:00～15:00）

メール kodomotomedia@gmail.com

※この相談窓口は、鳥取県内の小・中・高校生のインターネットに係わる様々なトラブルについての相談を扱っておられます。

◇鳥取地方法務局人権相談窓口（鳥取市）

☎ 0857-22-2475（平日：8:30～17:15）

◇子どもの人権110番（法務省：東京）

☎ 0120-007-110（無料）



※「家庭教育について」困っておられることや相談などがありましたら、『日南町教育委員会 家庭教育推進員 青戸晶彦』にご相談ください。